

# 商工会連合会報

第510号

(平成28年5月号)

(昭和45年12月3日第3種郵便物認可)

○発行所 秋田県商工会連合会 〒010-0923 秋田市旭北錦町1番47号 秋田県商工会館内 電話018-863-8491(代)  
○購読料・1部10円(会費を含む) / 各奇数月1日発行

PHOTO

平成27年度  
商工会とともに新たな  
販路開拓事業に  
取り組んだ  
事業所の皆様です



秋北観光開発 株式会社  
(白神八峰商工会)



次男坊  
(北秋田市商工会)



柳沢鮮魚店  
(かづの商工会)



リトルザーハンズ  
(男鹿市商工会)



有限会社 佐藤徳太郎商店  
(潟上市商工会)



ヘアメイクおれんじ  
(河辺雄和商工会)



合資会社 経徳製作所  
(仙北市商工会)



株式会社 エムアンドエス  
(にかほ市商工会)



轟工業 株式会社  
(由利本荘市商工会)



社のcafé SYANA  
(よこて市商工会)



有限会社 高橋土木  
(東成瀬村商工会)

商工会は事業所に寄り添った伴走型の支援を積極的に行っていきます！

## 予告 商工会連合会報が新しくなります

商工会連合会報は2016年7月、紙面を大幅リニューアルします！  
経営に役立つ情報の提供や商工会の支援施策、先進的に取り組む事業所の紹介をしていきます。お楽しみに！



# 平成28年度事業計画を承認 県連合会臨時総会

3月25日、にかほ市の「ホテルエクセルキクスイ」を会場に平成27年度臨時総会が開催され、平成28年度事業計画(案)及び収支予算(案)等が審議・承認されました。

平成28年度は、TPP対策や消費増税軽減税率、事業継続(BCP)、事業承継など、多岐にわたる経営課題に対する確にこたえていくため、個社の経営支援を基幹業務ととらえ注力していくこととしました。そのため県内21商工会と県連合会は連携をさらに強め、10年後のあるべき姿を見据えた今後5年間の「商工会活動強化アクションプログラム」を共同で策定し、事業者に対する支援機能の強化に取り組んで参ります。



開会挨拶をする村岡県連合会長



議長を務める佐藤にかほ市商工会長

## 平成28年度 重点事業

### 組織運営の基本理念

1. 商工会の基幹業務は個社支援
2. 大胆な事業のスクラップ&ビルド
3. 県連は商工会のシンクタンク

### 企業経営に関する重要課題

- |                 |              |
|-----------------|--------------|
| 1. TPP対策        | 4. 事業承継      |
| 2. 消費税軽減税率の導入   | 5. 成長分野の雇用創出 |
| 3. マイナンバー制度への対応 | 6. 地方総合戦略の実施 |

### 重点1 TPP対策を視野に新たな価値創造支援(「TPP相談窓口」設置による支援強化)

- 小規模事業者が販路開拓、農商工連携、地域資源活用に取り組むことを支援するとともに、各種農業団体と連携し農業者の6次産業化にも積極的に取り組みます。
- 県北・中央・県南の3センターに「TPP相談窓口」を設置し支援強化を図ります。

### 重点2 将来の経営安定づくり支援(事業継続・事業承継)

- 自然災害などのさまざまな経営の危機に対応できるよう「事業継続計画(BCP)」の策定を支援し、不測の事態においても事業が廃止されないよう支援します。
- 事業承継について、「中小企業事業承継計画」の策定など具体的な支援を行います。

### 重点3 当面の課題への対策支援(消費税軽減税率導入対策)

- 軽減税率導入に対して、さまざまな不安を抱える小規模事業者に対して、身近な窓口として、個別具体的な相談に応じます。

### 重点4 商工会が力を発揮できる環境整備(商工会活動強化アクションプログラム)

- 県連の組織機構を見直し、新たに「商工会支援部」を設置し、県北、中央、県南の3センターの機能を拡充し、商工会運営も含めた総合的なサポートを行います。
- 商工会同士の広域連携を促進し、課題解決力の強化を支援します。

# 「商工会活動強化アクションプログラム」から2つの先行アクション

現在、県連合会では、10年後の商工会及び県連合会のあるべき姿(ビジョン)を見据えたアクションプログラム(平成29年4月実施予定)を策定しております。

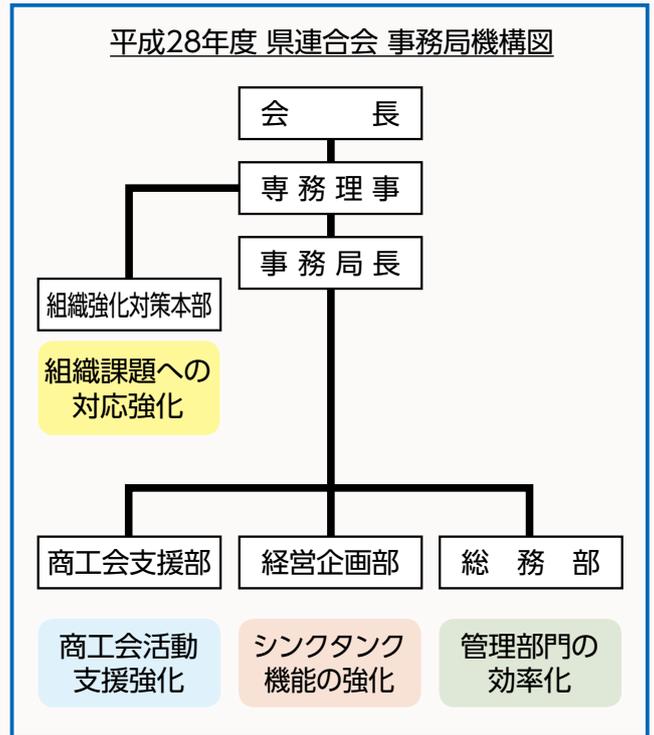
このアクションプログラムをより効果的なものとするため、平成28年度から2つのプログラムを先行アクションと位置づけ実行しております。

## Action 1 県連の組織機構改革

商工会に対する期待が高まる中、県連合会が果たすべき役割は「商工会の活動を全面的にサポートすること」ととらえ、県連の事務局機構を大きく見直しました。

## Action 2 商工会の事務局管理体制の強化

各商工会における事務局管理体制を見直し、事務局長の補佐的役割を果たす「副事務局長」を新たに設置するなど、管理職の権限や機能を明確にし、事務局マネジメント力の強化を図ります。



## 新たな共済制度「休業対応応援共済」がスタート(5月から募集開始) 地震等災害時の費用負担をカバー

県内商工会では、小規模企業や中小企業が地震などの自然災害で被災して休業する場合の事業再開までの経費負担を軽減する「休業対応応援共済」の募集を開始します。

近年、自然災害が頻発し、災害対策への関心が高まっている中、小規模企業や中小企業が被災して休業せざるを得ない場合、その間の従業員への給料の支払いなど経済的負担が大きいことから、全国商工会連合会と全日本火災共済協同組合連合会が業務提携し同共済を開発しました。

地震や噴火による被災を基本補償に加えた単独共済としては全国初の制度となります。

本県では、秋田県火災共済協同組合を取扱組合とし、5月から県内の商工会を通じて募集を開始します。

### 【補償例】

#### 全損の場合

契約時にあらかじめ約定した粗利益日額に約定日数(90日から最長180日)を乗じた額を支払います。

#### 一部損壊の場合(事故日から4日以上連続して休業した場合)

契約時にあらかじめ約定した粗利益日額に休業日数(契約時に限度日数を30、60、90日のいずれかから選択)を乗じた額を支払います。

### 補償内容

火災、台風などによる事故はもちろん、地震などの自然災害による損害も補償する共済です。  
共済金をお支払いする主な事由

次 の い ず れ か に 該 当 す る 災 害 に よ っ て 対 象 と な る 建 物 が 損 害 を 受 け た 結 果、事 業 活 動 が 完 全 に 休 止 し た た め に 生 じ た 損 失 に 対 し て 共 済 金 を お 支 払 い し ま す。

|                        |                       |                |        |                    |
|------------------------|-----------------------|----------------|--------|--------------------|
| 地震・噴火・津波の自然災害による損害にも対応 | 1 地震<br>地震による火災を含む    | 2 噴火           | 3 津波   | 4 火災<br>地震による火災を除く |
| 5 台風・暴風による水災           | 6 台風・暴風による風           | 7 雪災           | 8 ひょう災 | 9 落雷               |
| 10 漏水等による水濡れ           | 11 建物外部からの物体の落下、飛来、衝突 | 12 盗難による建物の損壊等 | など     |                    |

# 補助金・助成金のご案内

## ▲ あきた企業応援ファンド

### ● 事業内容

県内の創業予定者や中小企業者による新商品開発、販路開拓等の経営革新の取組、産学連携による共同研究に対し、経費の一部を助成します。

| 募集期間                            | 助成内容                                       |
|---------------------------------|--|
| <b>第1回</b><br>5月18日(水)～6月15日(水) | <b>地域資源型</b><br>助成限度額1,000万円、<br>助成率2/3以内  |
| <b>第2回</b><br>8月17日(水)～9月14日(水) | <b>経営革新型</b><br>助成限度額1,000万円、<br>助成率2/3以内  |
| <b>第3回</b><br>12月7日(水)～1月11日(水) | <b>ものづくり一般型</b><br>助成限度額300万円、<br>助成率1/2以内 |

詳細は秋田企業活性化センター  
あきた企業応援ファンド事業募集ページ  
<http://www.bic-akita.or.jp/support/fund/kigyo.html>

## ▲ あきた農商工応援ファンド

### ● 事業内容

県内の中小企業者等と農林漁業者が連携し、お互いのノウハウや技術等を活用して取り組む新商品開発や販路開拓等に対し、経費の一部を助成します。

| 募集期間                             | 助成内容   |
|----------------------------------|--|
| <b>第1回</b><br>4月27日(水)～6月8日(水)   | <b>農商工連携支援事業</b><br>助成限度額1,000万円/年、<br>助成率4/5以内、3年以内 |
| <b>第2回</b><br>7月27日(水)～9月7日(水)   | <b>ものづくり一般型</b>                                      |
| <b>第3回</b><br>10月26日(水)～12月7日(水) | 助成限度額300万円、<br>助成率1/2以内                              |

詳細は秋田企業活性化センター  
あきた農商工応援ファンド事業募集ページ  
<http://www.bic-akita.or.jp/support/fund/noshoko.html>

## ▲ 起業支援事業費補助金 (Aターン起業・移住起業)

### ● 事業内容

県外在住者が本県にAターン又は移住して新規起業を目指す起業家の方に対し、起業に要する経費の一部を最高200万円まで助成します。

| 募集期間  | 募集対象者<br>((1)～(5)全てを満たす方)                             |
|---|---|
| 4月1日(金)より<br>随時。<br>予算の上限に<br>達し次第<br>募集締め切り。 | (1) 次の①～③<br>いずれかを満たす者                                |
|   | ① 応募時に秋田県外に居住する者で新たに起業する者                             |
|   | ② 応募日から起算して秋田県内に転居後36ヶ月以内の者で、これから起業する者または、起業後12ヶ月以内の者 |
|   | ③ 県内市町村における地域おこし協力隊の経験がある者で、これから起業する者 または、起業後12ヶ月以内の者 |
|   | (2) 起業後の事務所、店舗、工場等が県内にあること                            |
| (3) 起業において新規雇用が確実に発生すること                      |   |
| (4) 暴力団等の反社会的勢力でなく、関係を有しないこと。                 |   |
| (5) その他知事が定める事項に該当しないこと                       |   |

詳細は秋田県商工会連合会  
起業支援事業費補助金募集ページ  
<http://www.skr-akita.or.jp/2912>

## ▲ 食品事業者経営基盤強化支援事業費補助金

### ● 事業内容

県内食品製造事業者が承認を受けた経営革新計画に基づき実施する新たな機械設備の導入を支援します。

### ● 事業主体

県内に主たる事業所を有し、かつ県内で1年以上の事業実績のある食品製造事業者

| 募集期間                  | 対象事業                                  |
|-----------------------|---------------------------------------|
| 4月18日(月)～<br>7月15日(金) | ① 新たな加工品を作り出す、又は県外への委託加工を自社に取り込むための取組 |
|                       | ② 生産性向上のための取組                         |
|                       | ③ 衛生管理強化により品質向上や新事業開始を目指す取組           |

- 補助額 上限200万円
- 補助率 1/2以内

詳細は秋田県産業労働部  
食品事業者経営基盤強化支援事業費  
補助金申請募集ページ  
<http://www.pref.akita.lg.jp/www/contents/1399531832115/>

